

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請 手数料算定表(令和7年4月1日～)

【表1】基本額

区 分	対 象	床面積 (※1)	評価建築物 (※2)	簡易評価法建築物 (※3)	簡易、標準併用建築物 (※4)	左記以外
1	戸建住宅等	0㎡超 ～ 200㎡以下	6,240円	20,800円	30,170円	40,570円
		200㎡超 ～	6,240円	21,840円	33,290円	44,730円
2	共同住宅等	0㎡超 ～ 300㎡以下	11,440円	38,490円	59,300円	80,110円
		300㎡超 ～ 2,000㎡以下	23,920円	66,580円	99,870円	134,210円
		2,000㎡超 ～ 5,000㎡以下	52,020円	119,640円	173,740円	227,840円
		5,000㎡超 ～ 10,000㎡以下	93,630円	181,020円	253,850円	326,680円
		10,000㎡超 ～ 25,000㎡以下	139,410円	321,480円	475,460円	631,520円
		25,000㎡超 ～ 50,000㎡以下	212,240円	547,250円	833,360円	1,120,510円
		50,000㎡超 ～	322,520円	963,410円	1,513,780円	2,064,150円
3	非住宅建築物	0㎡超 ～ 300㎡以下	11,440円	100,910円		264,260円
		300㎡超 1,000㎡以下	19,760円	129,000円		330,840円
		1,000㎡超 ～ 2,000㎡以下	31,210円	169,580円		427,600円
		2,000㎡超 ～ 5,000㎡以下	93,630円	274,660円		609,670円
		5,000㎡超 ～ 10,000㎡以下	147,730円	357,890円		750,120円
		10,000㎡超 ～ 25,000㎡以下	186,230円	430,720円		887,460円
		25,000㎡超 ～ 50,000㎡以下	233,040円	504,590円		1,012,300円
		50,000㎡超 ～	326,680円	653,370円		1,262,000円

- ※1 区分「2 共同住宅等」の床面積は、共同住宅等の共用部分を評価しない方法による場合は、共用部分を除いた床面積をいいます。
※2 評価建築物とは、別に定める評価機関が法律第30条第1項各号に掲げる技術基準に適合すると認めた計画に係る建築物をいいます。
※3 簡易評価建築物とは、住宅にあっては誘導仕様基準、非住宅にあってはモデル建物法により省エネルギー性能の評価を行った建築物をいいます。
※4 簡易、標準併用建築物とは、外皮又は一次エネルギーのいずれかを誘導仕様基準で行い、その他を標準計算により省エネルギー性能の評価を行った建築物をいいます。

【表2】建築確認申請手数料相当額

	床面積の合計	構造計算書添付なし		構造計算書添付あり
		壁量計算書添付あり	壁量計算書添付なし	
建築物	30㎡以下	17,000円	9,840円	19,680円
	30㎡超～100㎡以下	54,120円	32,830円	60,330円
	100㎡超～200㎡以下	62,600円	41,440円	69,650円
	200㎡超～300㎡以下	84,420円		
	300㎡超～500㎡以下		68,950円	94,090円
	500㎡超～1,000㎡以下		166,540円	
	1,000㎡超～2,000㎡以下		227,430円	
	2,000㎡超～5,000㎡以下		405,930円	
	5,000㎡超～10,000㎡以下		541,350円	
	10,000㎡超～50,000㎡以下		722,320円	
	50,000㎡超		1,162,740円	
建築設備			24,630円	
工作物			39,620円	

【表3】基準法第6条の3第1項ただし書規定の審査手数料相当額

床面積 (※4)	手数料
200㎡以下	125,410円
200㎡超～500㎡以下	149,940円
500㎡超～1,000㎡以下	174,350円
1,000㎡超～2,000㎡以下	198,880円
2,000㎡超～10,000㎡以下	237,640円
10,000㎡超～50,000㎡以下	315,610円
50,000㎡超	579,720円

※4 2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該部分は、それぞれ別の建築物とみなします。

○認定申請手数料算定表

	認定申請手数料	確認申請手数料相当額	基準法第6条の3第1項 ただし書規定の審査手数料	合計
申請建築物	円	円	円	円
他の建築物―	円			円
他の建築物―	円			円
他の建築物―	円			円
合計				円

- ・この算定表と併せて基本額算定表を添付してください。申請に係る建築物が複数棟の場合は、建築物ごとに基本額算定表を添付してください。行が不足する場合は、適宜追加してください。
- ・申請に係る建築物が1棟の場合は、基本額算定表に基づき算定した手数料額を申請建築物の欄へ記載してください。

・申請に係る建築物が複数棟の場合は、申請建築物又は他の建築物ごとにそれぞれ基本額算定表に基づき算定した手数料額を記載してください。

○基本額算定表（申請建築物）

申請対象		申請部分	評価建築物等の該当	共用部分評価	【表１】適用額	備 考
一戸建ての住宅		200㎡未満	評価建築物・簡易評価法建築物 ・併用評価建築物・左記以外		円	区分１
		200㎡以上	評価建築物・簡易評価法建築物 ・併用評価建築物・左記以外		円	
		手数料額			円	
共同住宅等		㎡	評価建築物・簡易評価法建築物 ・併用評価建築物・左記以外	有 ・ 無	円	区分２
		手数料額			円	
非住宅建築物		㎡	評価建築物・簡易評価法建築物・左記以外		円	区分３
		手数料額			円	
複 合 建築物	住 宅 部 分	㎡	評価建築物・簡易評価法建築物 ・併用評価建築物・左記以外	有 ・ 無	円	区分２
	非住宅 部 分	㎡	評価建築物・簡易評価法建築物・左記以外		円	区分３
	全 体	手数料額			円	区分２＋３

注１） 床面積は、原則として、建築基準法上の床面積を記入してください。ただし、同法上の床面積に算入されない開放廊下等においても、認定審査の対象となる部分は床面積に含める場合がありますので、このような場合にはあらかじめ相談して下さい。

注２） 変更認定の場合は、表１の「床面積」を「変更に係る部分の床面積の１／２＋増築部分の床面積」として適用します。

注３） 建築基準関係規定に係る審査を申し出る場合は、別途、それに係る手数料を加算してください。

○基本額算定表 （他の建築物―●）

申請対象		申請部分	評価建築物等の該当	共用部分評価	【表１】適用額	備 考
一戸建ての住宅		200㎡未満	評価建築物・簡易評価法建築物 ・併用評価建築物・左記以外		円	区分１
		200㎡以上	評価建築物・簡易評価法建築物 ・併用評価建築物・左記以外		円	
		手数料額			円	
共同住宅等		㎡	評価建築物・簡易評価法建築物 ・併用評価建築物・左記以外	有 ・ 無	円	区分２
		手数料額			円	
非住宅建築物		㎡	評価建築物・簡易評価法建築物・左記以外		円	区分３
		手数料額			円	
複 合 建築物	住 宅 部 分	㎡	評価建築物・簡易評価法建築物 ・併用評価建築物・左記以外	有 ・ 無	円	区分２
	非住宅 部 分	㎡	評価建築物・簡易評価法建築物・左記以外		円	区分３
	全 体	手数料額			円	区分２＋３

注１） 床面積は、原則として、建築基準法上の床面積を記入してください。ただし、同法上の床面積に算入されない開放廊下等においても、認定審査の対象となる部分は床面積に含める場合がありますので、このような場合にはあらかじめ相談して下さい。

注２） 変更認定の場合は、表１の「床面積」を「変更に係る部分の床面積の１／２＋増築部分の床面積」として適用します。

注３） 建築基準関係規定に係る審査を申し出る場合は、別途、それに係る手数料を加算してください。